

## 蟹江町プレミアム付デジタル商品券「かに Pay」 加盟店取扱要領

蟹江町プレミアム付デジタル商品券「かに Pay」加盟店取扱要領（以下、「取扱要領」という。）は、蟹江町商工会（以下、「商工会」という。）が発行するプレミアム付デジタル商品券「かに Pay」（以下、「かに Pay」という。）の取扱い及び取扱い申込みに適用されます。「かに Pay」の取引を開始する場合、取扱要領に同意したものとみなします。

### 1. 「かに Pay」事業の趣旨

商工会は、プレミアム付商品券のデジタル化を行うことにより、利用者の利便性の向上等を図るとともに、地域内経済循環の創出及びキャッシュレス決済の普及を目的とした独自のプレミアム付デジタル商品券を発行します。

### 2. 加盟店であることの表示

蟹江町プレミアム付デジタル商品券事務局（以下、「事務局」という。）から交付されたのぼり旗、店舗用二次元コード等は、適切に管理・維持するとともに、店頭や事業所の正面など消費者が分かりやすい場所に掲示してください。取扱いしている「かに Pay」の利用期間が終了した場合、あるいは、加盟店登録の取り消しをした場合は、掲示を外してください。

### 3. 加盟店要件

蟹江町において営業する事業者又は店舗であること。ただし以下の要件に当てはまる場合は応募できません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う事業者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法同条第 6 号に規定する暴力団員、暴力団関係者又は、その他反社会的勢力との関係を有する者
- ③ 業務の内容について公序良俗に反する者
- ④ その他本事業の主旨に照らして商工会が不相当と判断する者

### 4. 取引してはいけないもの

- ① 出資や債務の支払い（税金・振込手数料、電気・ガス（LP ガスを除く）・水道料金など）
- ② 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券（ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- ④ 事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- ⑥ 蟹江町指定のごみ袋の購入
- ⑦ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑧ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払い
- ⑨ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑩ 各店舗が指定するもの
- ⑪ その他「かに Pay」の発行趣旨にそぐわないもの

### 5. 取引に当たっての注意

- ① 「かに Pay」を現金化するような取引は、行うことはできません。
- ② 加盟店独自に「かに Pay」通貨の対象外商品を設定する場合は、必ず利用者が見てわかるように表示をしてください。
- ③ 「かに Pay」の盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対して、商工会及び事務局はその責を負いません。

アプリが複製物である、偽造若しくは変造されている等と判別できる場合は、利用を拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨を蟹江町プレミアム付デジタル商品券事務局（コールセンター）にも報告してください。

- ④ アプリ型の「かに Pay」の場合には、加盟店が店頭に掲示した自店を識別する二次元コードを、利用者のスマートフォン上の「かに Pay」アプリに読み取らせ、加盟店が提供する商品又はサービスの価額（消費税相当額含む）を利用者に入力させることで決済させます。決済が完了すると、利用者のアプリに支払完了画面が表示されますので必ずご確認ください。
- ⑤ カード型の「かに Pay」の場合には、利用者のカードに印字された二次元コードを、加盟店の「まちのわ店舗用アプリ」で読み取りし、加盟店が提供する商品又はサービスの価額（消費税相当額含む）を加盟店が入力することで決済します。決済が完了すると、加盟店のアプリに支払完了画面が表示されますので、必ずご確認ください。また、決済後の残高を利用者にお知らせください。
- ⑥ 加盟店が提供する商品又はサービスの価額（消費税相当額含む）に利用者が保有する「かに Pay」の残高が不足する場合は、不足分は現金等の他の支払い方法で受け取ってください。
- ⑦ 「かに Pay」の利用を見込んで、通常よりも高い値段設定をするなど、消費喚起の趣旨に反した行為を行わないでください。
- ⑧ 対象外商品の販売を行わないでください。

## 6. 売上金の換金

毎月2回定められた締め日 24 時過ぎにシステムにより自動で締め作業を実施し、規定の振込日に加盟店申込時に申告いただいた口座へ売上金を振込します。換金にあたって手続きは不要です。締め作業時点で未換金分の取引金額が 5 千円以上の場合は、自動で換金の申請がされ、未換金分の取引金額が 5 千円未満の場合には、次回に繰り越しとなります。最終換金日（蟹江町プレミアム付デジタル商品券：令和 8 年 12 月 28 日 24 時締め、令和 9 年 1 月 22 日振込）では、未換金分の取引金額が 1 円以上有するすべての加盟店が自動で換金の申請がされ、売上金が口座に入金されます。換金に伴う振込手数料は、すべて事務局が負担します。換金スケジュールについては、特設サイトの事業者向けページ等からご確認ください。

## 7. 加盟店登録の取り消し

違反行為があった場合、もしくは登録に虚偽又は不正の事実があった場合は、加盟店登録を取り消します。また、登録を受けた事業所が自らの都合で登録を取り消したい場合は、蟹江町プレミアム付デジタル商品券事務局（コールセンター）に連絡してください。

## 8. 取扱要領の変更

商工会は、その合理的な裁量により、取扱要領を変更できるものとします。取扱要領を変更した場合には、かかる変更及び変更内容を蟹江町が適切と判断する方法により加盟店に告知するものとします。当該告知に別段の記載がない限り、変更後の取扱要領は、かかる変更が掲示されたときから 1 週間後に有効となるものとします。加盟店がかかる変更不同意の場合は、「かに Pay」の使用取引の利用を停止するものとします。変更後の取扱要領が有効となった後、「かに Pay」の使用取引を利用した場合、または変更の告知後 1 週間以内に登録の取り消し手続きをとらなかった場合、加盟店は、変更後の取扱要領に同意したものとみなされます。

## 9. 問い合わせ先

蟹江町プレミアム付デジタル商品券事務局 電話番号：052-211-5356

開設期間：令和 8 年 5 月 11 日～7 月 14 日、令和 9 年 1 月 5 日～1 月 29 日

開設時間：10：00～17：00（土日祝を除く）

蟹江町プレミアム付デジタル商品券コールセンター 電話番号：0120-607-086

開設期間：令和 8 年 7 月 15 日～12 月 28 日

開設時間：全日 9:00～17:00

令和 8 年 5 月 11 日制定